

## 連絡票（記載例）

### 1 (1) 未成年者が転居した場合

未成年者が，令和〇年〇月〇日に，〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に転居しました。未成年者の住所も異動しましたので，異動後の住民票とアパートの賃貸借契約書のコピーを同封しました。

### 1 (2) 後見人が転居した場合

後見人の住所と連絡先が変更になりました。新しい連絡先は，住所：〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号，日中の連絡先は，〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇〇です。住所も異動しましたので，異動後の住民票のコピーを同封しました。

### 2 未成年者が婚姻した場合

令和〇年〇月〇日，未成年者が婚姻しました。戸籍謄本を同封します。

### 3 後見人が死亡した場合

令和〇年〇月〇日，後見人が死亡しました。除籍謄本を同封します。私は，未成年者の兄の〇〇〇〇〇です。私への連絡は，住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号，携帯電話番号：〇〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇までお願いします。後任の後見人選任の申立てを予定しています。

### 4 定期報告（後見事務報告書，財産目録，添付資料等）の提出が遅れる場合

〇月〇日までに後見事務の報告を求められていますが，保険会社の資料が届くのが遅れているため，2週間ほど提出が遅れます。〇月〇日までには提出します。

## 5 不動産売却代金，遺産，保険金など多額の金銭を受領した場合

令和○年○月○日，未成年者が受取人となっている○○生命保険会社の学資保険1000万円を受領しました。保険金は，未成年者名義の○○銀行○○支店普通預金口座（口座番号○○○○○）に入金しました。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳のコピーを同封しました。

## 6 (1) 遺産分割をする場合

令和○年○月○日，未成年者の祖父が死亡し，遺産分割の必要が生じました。相続人は，未成年者と祖母の二人です。遺産は，同封した遺産目録，不動産全部事項証明書，預金通帳のコピーのとおり，不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は1000万円，預金残高は1000万円です。

同封した遺産分割協議書案のとおり，未成年者が預金を，祖母が不動産を，それぞれ相続することとしました。未成年者の法定相続分2分の1は確保されておりますので，この内容で遺産分割を進めたいと思います，不明な点や問題点があったら連絡してください。

## 6 (2) 遺産分割のための特別代理人選任を申し立てる場合

後見人は未成年者の伯父ですが，令和○年○月○日，未成年者の祖父（私の父）が死亡したため，遺産分割を行うことになりました。相続人は，未成年者と私の2人です。後見人と未成年者が共同相続人なので，遺産分割をするための特別代理人の選任の申立てをする予定です。裁判所に，遺産分割協議書案，遺産目録，不動産の固定資産評価証明書，預貯金の残高証明書のコピーを提出します。この内容で，特別代理人選任の申立てをして遺産分割を進めたいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

## 7 大きな財産（不動産など）を処分する場合

所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却するには解体をしなければならないとのこと。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、未成年者の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却したいと思いますが、不明な点や問題点があったら連絡してください。

## 8 債務を返済する場合

未成年者の伯父から、令和〇年〇月〇日に未成年者の亡父に貸した300万円を返済してほしいと求められました。当時、未成年者の亡父は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。借用書は残っていませんが、令和〇年〇月〇日に未成年者の亡父名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に未成年者の伯父から300万円振り込まれていることから、未成年者の伯父の話は信用できると考えています。未成年者の預貯金残高は1,000万円以上ありますので、一括返済しようと思いますが、不明な点や問題点があったら連絡してください。

## 9 立替金を清算する場合

未成年者の半期分の高校の授業料として合計50万円を後見人である私が立て替えて支払っていました。今回、未成年者に対して保険金が900万円支払われたので、清算したいと考えております。立替金の明細は同封した書面のとおりです。念のため、領収書のコピーも同封します。不明な点や問題点があったら連絡してください。

## 10 その他

未成年者（19歳）の祖母の三回忌法要を営むにあたり、法事費用として、未成年者の預貯金から50万円を出したいと考えています。

未成年者の祖母には長男（未成年者の伯父）がいますが、伯父は事業に失敗して多額の負債を抱えており、法事費用を負担することができません。また、未成年者と祖母は、長年同居しており、法事費用を支出することは未成年者も了承しています。不明な点や問題点があったら連絡してください。

これに対し・・・

### 回答できない例

未成年者の祖母の三回忌を営むにあたり、未成年者の預貯金からいくらなら出しても良いでしょうか？

**未成年者の財産管理は、基本的には後見人の裁量にゆだねられています。そのため、未成年者の財産管理については、「10 その他」のように、後見人が何をしたいのかについて、具体的に後見人としての方針を示してください。回答できない例のように、どうすれば認められるかといった質問にはお答えできません。**